

平成29年第7回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年11月29日(水)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成29年11月29日(水) 午前10時30分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成29年11月29日(水) 午前11時06分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		●
	3	臺 川 幸 弘		○
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		●
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		○
	9	高 橋 一 博		○
	10	安 川 和 範		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	7番 山 下 雅 博 8番 奥 山 稔		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之		
	総務係長	井 上 剛		
	総務係主査	藤 原 諒		
	農政係長	藤 原 諒		

平成29年度第7回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第7回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、7番 山下 雅博君、8番 奥山 稔君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
議長 従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思っております。
(満保委員入室)
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号5、整理番号6の案件に関しましては 委員に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席を求めます。
(委員退席)
- 議長 それでは整理番号5の所有権の移転の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。
整理番号5番につきましては、 から に所有権の移転をするものです。
なお、 につきましては、更岸地区の5戸の農家7人の構成員により設置された農業法人になります。
この度、 より、 の農地を購入し事業を開始したいとのことで、申請がありました。
それでは、農地所有適格法人要件確認チェックシートに基づき説明いたします。
面積要件の2haについては、議案第1号の整理番号5と6の許可を得ることで2haの要件を満たすこととなります。

議 長 次に整理番号6の使用貸借権の移転の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 引き続き、総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。
整理番号6番につきましては、 から に使用貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、5ページから6ページをご覧ください。使用貸借権の期限は平成34年11月30日までの5年間となります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました使用貸借権の設定の質疑を行います。

谷村委員 今回の で一つは売買で所有権を移転して、一つは使用貸借と言うことで、航空写真を見ると真ん中の の所有者については誰なのか。

事務局 については、 になります。

谷村委員 それはそのまま残ると。

事務局 につきましては、 がTMRの施設を建設するため、5条転用によって賃借権が転用とともに設定されることとなります。そのため、5条転用までは さんの土地になります。

谷村委員 要するに、真ん中の部分に関しては、よその方に3条の賃借権を設定すると。

事務局 5条によって から に賃借権等の設定をする予定です。

谷村委員 5条によって？

事務局 5条転用です。 については、TMRセンターの施設を設置する予定になってまして、その際に転用には、4条と5条があるんですが、5条の場合は土地の所有者以外の方が、賃借権、所有権、使用収益権を転用と一緒に許可を受けて設定するということとなります。

議 長 よろしいですか。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。関係委員は席にお戻りください。
(委員入室)

議 長 次に整理番号7の所有件の移転の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 引き続き、総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。
整理番号7番につきましては、 から に所有権の移転をする
ものです。

位置につきましては、7ページから8ページをご覧ください。条件はご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました所有権の移転の質疑を行います。

谷村委員 個々の土地は賃借を から借りていて、その後の個々の部分の地番のみ所有権の移転ということで、考えて申請されたのかということと、この隣接の残地についてはどうなるのか。

事務局 農地については と で賃貸しておりまして、解除をして、それを買うということになります。残地の扱いなんです、申請地の下の方に宅地、雑種地、山林等がありますけども、そこはそのまま残すと言う形になっています。

谷村委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

谷村委員 はい。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。

議 長 次に、議案第 2 号「天塩町農業振興地域整備計画の変更について」を議案と致します。

議 長 事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 2 号「天塩町農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申しあげます。

本件につきましては、天塩町長より、天塩町農業振興地域整備計画の変更について、意見の聴取依頼があったところです。

農業委員会では、農業振興地域の除外及び、1ha 以上の用途変更について、総会で意見を決定し行い町長に報告を行っているところです。

詳細につきましては、農林水産課農政係長の藤原より説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

農政係長 わたしの方から農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。

10 ページ目をお開きください。1 件目は から新規の牛舎とスラリーストアを建設するために、育成舎の北側の畑に一部 1ha を超える面積で転用したいという申し出がありまして、11 ページの と が畑になっておりますが、12 ページに変更後の土地に牛舎とスラリーストアの建設、及び施設保安地として、周りの土地についても農業用施設用地として用途変更するため農業委員会に意見を求めているところです。

次に 13 ページ目をお開きください。2 件目は より 、 の土地を TMR センター建設のため農用地から農業用施設用地に用途変更したいという申し出があり、14 ページと 15 ページをご覧ください。14 ページには現状の と は農用地となっておりますが、TMR センターの建設のため、そこを農業用施設用地として用途変更するため、農業委員会に意見を求めているところです。

次に、16 ページ目をお開きください。3 件目は と よりオヌプナイ 、 、 に対して、メガファームの牛舎等の建設のために、現状の農用地を農業用施設用地に用途変更したいという申し出がありました。17 ページと 18 ページをご覧ください。18 ページの右側と通路として、の一部と の一部に牛舎等を建設したいという申し出がありました。意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、事務局及び担当より説明のありました天塩町農業振興地域整備計画の変更についての質疑を行います。

奥山委員 　　農振を外すときに、俺は農振から外して転用すればいいと解釈していたが、今回の町からの文書で、公共事業の対象となり、補助金の返還等の制約を受けるかどうかになっているが、農業委員会に問うてると思うが、この意味を教えて欲しい。

農政係長 　　農業委員会は公共事業はないと思いますが、補助金の返還等となっており、等の部分がメインになりますが、今回の意見聴取はJAと北海道農業公社にも行っております。農業委員会に対しては、用途変更に対して畑として使えなくなることから、面積が適正かどうかの意見をいただきたいと思い文書を作ったが、文面が分かりづらかったので、土地に対しての農業用施設用地への変更について面積が適正かどうかということについて、意見をいただきたいと考えております。

奥山委員 　　分かりました。

議 長 　　用途変更する面積は。

農政係長 　　は 12,800 m²の用途変更、　　　　　は 21,039 m²の用途変更、　　　と
氏が合計で 39,400 m²の用途変更となっております。

谷村委員 　　さんの件なんですけども、土地の所有者で①、②と　　　　　が該当しているが、メガファームを建てるときに、支障はないのかということと、先ほど前案件で　　　　　が買ったので、そのへんの確認をしたい。

事務局 　　については、天農号で 11 月 21 日付けで天塩町長から農業委員会に来てるんですが、それ以前に農振の変更にかかる申し出がありました。現在の所有者は見延氏ですので 3 条許可をしても土地の異動をしておりませんので、現状では　　　　　が土地の所有者になります。

谷村委員 　　それで、　　　　　から申請が上がってきてると。

事務局 　　そうなります。また　　　　　からの同意書もついております。

谷村委員 　　これは、　　　　　が買う土地になってるんですね。
事務局 　　そうです。3 条許可によって　　　　　が所有権を受けるという流れなんですけど、現状では、土地の所有者は　　　　　です。

谷村委員 分かるんですけど、そうじゃなきゃおかしいと思うんですが、国の制度ですので、メガファームの設立となれば、何かしらの組織体があって、そこから計画書が出てというのが、本来設立しているものがある、と言うふうにお願いしますと、だから 早くやってくださいと言うのは分かるんですけど、なんかこれってどうなんですか。

議 長 計画をするから外してくださいという、こういう計画がこれからあるので外してくださいという。

谷村委員 そういうものも計画してるものが出来ないということもある。そういう場合は、外したものは元に戻すという考えでいいですか。

事務局 そうです。町が戻します。

奥山委員 農振の除外や用途変更というのは今日やって明日できるものではないので、着工時期を考えると、前に前に逆算していかなければならないので、用途変更をするのであれば、この時期になっちゃうんだらうなど。

谷村委員 こういったものは、しっかり確認しておかないと、何かあったときにどうしてよって当然一般論として出て来るので。農振農用地と言うのは、ここが足りないからこうしろとだとか、林地と商用地と一般住宅地とね、都市開発と農地と分けながら上手に按分して、町の市町村計画って組まってる思うんだけど、その辺のバランスを考えて、できるということであれば、いいんじゃないかと思うけど、たまたま、仕事で私は聞いているものだから、それに対してのちゃんとした判断ができるような回答がいただけるのであれば問題ないのかなと言うふうに思います。と、言うのは、今朝も朝から農業委員会の議事録がホームページから見れるんですけど、誰が喋ったとか書いているので、やっぱりしっかりと審議をしておかないと、誰が欠席してますとか、はっきり書かれてるし、誰が何を喋ったか、この議題について全部異議なしで終わっている部分が多すぎるので、このへんは皆さんで確認を取ったほうがいいんじゃないかなと思い、提案させていただきました。

議 長 転用の部分はまた、後日出てくると思いますので

谷村委員 いや、分かりました。

議 長 よろしいですか。

議 長 他にありませんか

全 員
議 長

ありません。
質問なしと認めます。

議 長
全 員
議 長

お諮りいたします。本案は異存なしと意見することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は異存なしと意見することとします。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。
以上をもちまして平成29年度第7回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成29年11月29日

署名委員

(7 番) 山下 雅博 ㊟

(8 番) 奥山 稔 ㊟